参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和6年2月19日

福岡市経済観光文化局産学連携課

1. 公募の趣旨

本業務については、当該旧産学官連携施設が現在受電設備更新工事中であり、進行中の工事における建物の電気設備全体の把握に加え、施設特有の復旧に係る専門的な知識が必要であり、一連の業務であることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4. の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、見積り合わせを実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1)請負契約等の件名

令和6年度旧産学官連携施設自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 登録業種

区分なし

(3)請負契約等の内容

旧産学官連携施設に設置の自家用電気工作物にかかる保安管理業務

(4)履行期間(予定)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該公募の公示日における福岡市競争入札参加資格者名簿において、2. (2) の登録業種区分の名簿に登載されていること。ただし、当該公募の公示日における福

岡市競争入札参加資格者名簿の申請区分業種にない請負契約等を発注する場合を除く。

- (3) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入 札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募 手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入 札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措 置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (4) 市税にかかる徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可が なされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあって は再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条 第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する 者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しな い者を含む。)でないこと。
 - ①暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ②法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦暴力団及び①から⑥に定める者の依頼を受けて見積合わせに参加しようとする者

4. 公募要件

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。
- (2) 福岡市に本店または支店を有すること。
- (3)公示日の直近3年間において、本市、国又は地方公共団体その他公共団体から設備容量875KVA以上の高圧電気設備の保安管理業務を受託し、当該保安管理業務期間中において、責任分界点開閉器及び高圧ケーブル更新工事における保安管理及び臨時点検の経験を有し、完了した実績がある者。
- (4) 常勤の自社社員を主とし、当該設備に精通した技術者を点検に従事する作業員(法定資格者)として配置することが可能であること。

- (5) 24時間の保安管理体制を構築できる事業所が福岡市内にあり、停電等の重大な 電気事故や故障の場合に本紙から出向要請を受けた時は、30分以内に当該施設 に到着できること。
- (6) 自家用電気工作物について、電気事故や異常が発生した場合は、昼夜を問わず2 4時間対応で応急措置をすること。又、台風、地震など災害の復旧は、電気事業 者との連絡体制が構築され相互連携して協力し、必要に応じ特別点検を行えるこ と。

5. 手続等

- (1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等
 - ① 配布期間

令和6年2月19日から令和年3月4日までの(閉庁日を除く。) 9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く)

② 配布場所

経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課 所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話 092-711-4030

担当 迎

- ③ 配布方法 配布場所において配布します。
- ④ 配布書類公募説明書、参加意思確認書等
- (2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法
 - ① 提出期間
 - (1) ①に同じ。
 - ② 提出場所
 - (1) ②に同じ。
 - ③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすこと を証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

(3) その他

- ① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の 提出を無効とする。
- ② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。
- ③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。
- 6. 問い合わせ先

経済観光文化局創業・立地推進部産学連携課 所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号 電話 092-711-4030 担当 迎

- 7. 本公募は、本事業にかかる予算成立決定を前提としたものであり、予算成立決定後に 効力を生じるものである。福岡市議会において予算案が否決された場合など、本市の事 情により当該公募手続または当該見積合わせを中止する場合がある。
- 8. その他詳細は公募説明書による。